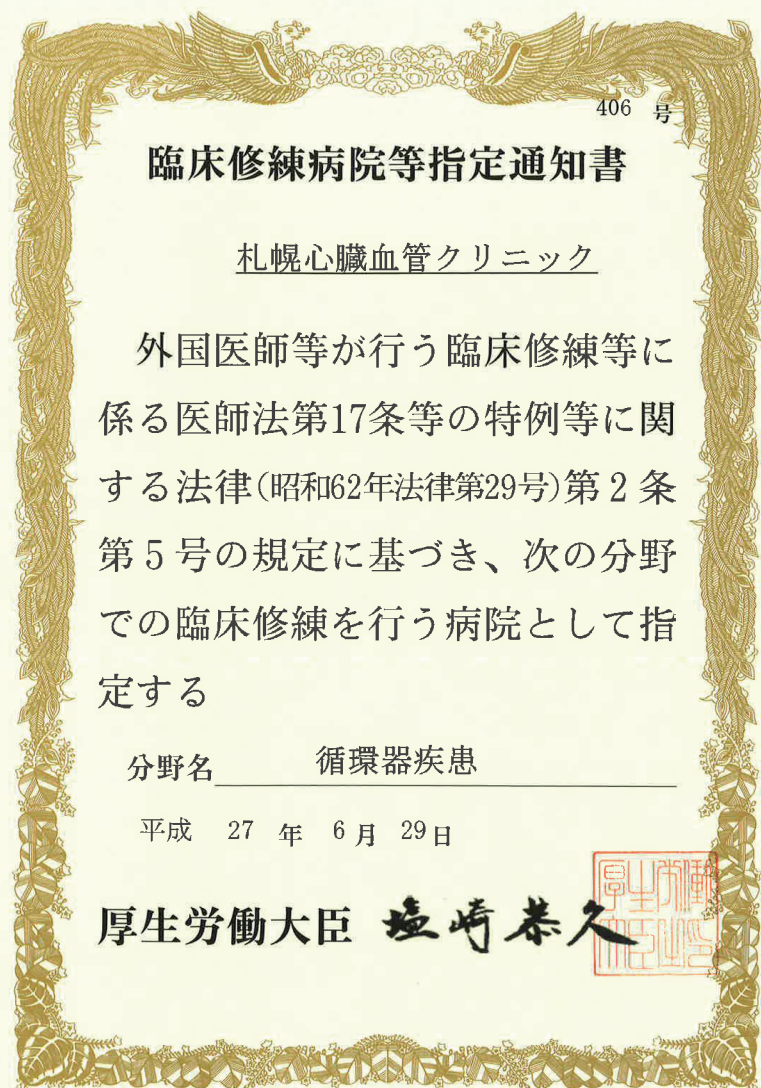


外国人医師を研修医として受け入れております。



日本の医師免許を持たない外国人医師は、日本では、患者の診断や治療および、それに関連する一連の検査などの診療行為が認められておりませんが、診療を伴う研修を希望する外国人医師のために、「臨床修練制度」があります。

これは、厚生労働大臣が一定の制約のもとに、外国人医師に対して、日本で2年以内の医療行為(処方せんの交付を除く)を認める制度です。

一定の制約とは、厚生労働大臣の指定した病院(臨床修練病院)に限り、臨床修練指導医の現地指導監督下においてのみ、診療を伴う研修が行えるというものです。

当院は平成27年6月29日付けで、厚生労働大臣より循環器疾患の分野における「外国医師の臨床修練病院」に指定されました。